

学部3年次から大学院体育学研究科への「飛び入学」に関する申合せ

〔平成28年 3月 3日〕
〔教務委員会決定〕
改正 平成30年 3月12日

この申合せは、鹿屋体育大学学則（平成16年規則第2号）第40条第8号に規定する入学資格の取扱いについて定めるものである。

1. 学部3年次からの大学院体育学研究科への入学（以下「飛び入学」という。）資格は、次の各号の要件のすべてに該当する場合に限り認めることができる。
 - (1) 大学在学期間が3年間に達していること。
 - (2) 卒業に必要な修得単位のうち、卒業研究（6単位）及びゼミナールⅢ（4単位）を除き、124単位以上を修得していること。
 - (3) 学部2年次末までに履修登録した授業科目のGPA評価が3.5以上であること。
 - (4) 卒業研究に代わる論文等を別に定める日までに提出し、卒業研究に相当する論文等であると認められていること。
2. 前項の出願に際しては、第1項第2号の規定にかかわらず、学部3年次前期までに履修登録した授業科目のGPA評価が3.5以上であることを要件とする。
3. 学部3年次修了時に第1項の要件を満たしていない場合は合格を取り消す。
4. 飛び入学は、当分の間、本学学生に限り適用する。
5. この申合せに定めるもののほか、飛び入学の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学部3年次から大学院体育学研究科への「飛び入学」に関する申合せ（平成17年6月2日教務委員会決定）は、廃止する。

附 則（平30. 3. 12）

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前入学生の学部3年次から大学院体育学研究科への「飛び入学」に関する申合せ（平成28年3月3日教務委員会決定）は、廃止する。